

## 令和3年度 第3回甲賀市下水道審議会 概要報告

1. 開催日時 令和3年6月30日（水） 午後3時00分から午後5時00分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 議 題 下水道使用料改定について
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者  
委員 的場委員、森村委員、大林委員、福田委員、金森委員、曾和委員、  
鵜飼委員、寺井委員、脇阪委員、瀬古委員、吉田委員、望月委員、  
崎山委員  
以上13名  
事務局 上下水道部 伊藤部長、黒田次長  
下水道課 杉本課長、小嶋課長補佐  
上下水道総務課 三日月課長、伴課長補佐、大谷係長、望月係長
7. 傍聴者数 1人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

### ○出席委員数の報告

出席委員は、15名中13名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

### ○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の、会議内容の公開、非公開についてであります。当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれてございませんので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

(全員異議なし)

## ○報告

- 事務局 (質疑) — 下水道使用料改定について (前回までの審議概要を確認) —
- ・ 前回の訂正について
    - ・ 令和2年度末水道料金・下水道使用料未収金について
  - ・ 前回の審議概要について確認
  - ・ 前回の宿題について説明
    - ①収益的収支における収入不足額の主な内訳について (資料1)
    - ②区分別下水料体系 (資料2-①)
      - 下水道使用料改定シミュレーション収支計画 (資料2-②)
    - ③下水道使用料改定額早見表 (資料3)

委員 資料1について、15億円不足すること、うち12億円が維持管理経費など説明できるようになったと思う。

包括的民間委託の導入ということが気になった。全国的に自治体財政が厳しい中、下水道民営化の話もある。民営化になって水道経営の質が落ちたり、水道の安全性が保たれなくなることを懸念する。民営化的な話があるときは、しっかりと市民の皆さんと議論していただきたい。

資料2-①案②の修正の試算について、基本料金2,800円に据置く場合、15億円賄えるのか聞いたと思う。修正後の実調定見込額約16億4千万円入るので補って余りあるということで、基本料金を据置いてもいけるのではないかと思う。

事務局 資料2-①の実調定見込額16億4,439万1,237円は単年度での収入の見込額、その下の改定前後の差額1億8,400万が令和2年度の実収入額との差額となります。

委員 1年度で1億8千万円プラスなら、10年間で18億円。それなら市民の感情としてはもう少し下げられないのかと思う。

事務局 令和12年までの10年間シミュレーションが資料2-②になります。  
令和4年から案2-①に基づき使用料改定ができますと、単年度で約1億600万円の増収になります。この1段階目の値上げだけでは令和4年から7年まで単年度で収支の赤字はまだ解消できませんが、令和8年度から2段階目の改定ができますと、令和11年から単年度で黒字に転じるものです。

委員 15億円足りないのだから、値上げするのだから、値上げして15億円と余分に回収できることを出さないといけないのではないか。この値上げ分が本当に15億円であることを確認したい。

事務局 単年で1億8,000万円、10年で18億、15億より多いという話だと思いますが、単純平均で計算させていただきますと、単年で1億4,900

0万円、10年で15億円になります。

会長 資料1の包括的民間委託について説明を。

事務局 現在、下水道施設の維持管理については、合特法による代替業務等で施設の運転や点検を委託しています。令和5年度で終了することもございますので、令和6年度から包括的外部委託の導入を考えています。包括的外部委託では、資本的な部分を除き、維持管理の多くの部分、保守点検、薬品・光熱水費の調達、簡単な修繕等を一括して発注するものです。これにより、今職員が担っている作業が簡便になり、職員数の削減もできる見込みです。

包括的外部委託は、完全な民営化ではなく、市の委託発注でありますので、業務の質を落とすことなく進めていけると考えています。

今後、詳しい内容を詰めていくこととなりますが、昨年度には先進的に実施されている大津市の視察をするなど、準備を進めている状況です。

委員 シミュレーション収支計画にある収入欄の収入の根拠は、例えば人口流出や少子高齢化によって世帯が減少した場合などを考慮した収入になっているのか。

事務局 市全体として、令和10年で87,000人という人口の目標を定めて取り組みをしており、それに合致した形です。下水道事業は今現在整備を進めているところもありますので、令和7年度を目途に一定増加の見込みで、両方加味した中で全体として減少傾向との見立てをさせていただいております。

委員 資料1で、維持管理費が増加する内訳が書かれているが、包括的民間委託で職員数は減るが、包括的民間委託に4億8,000万円必要。そうした時、包括的民間委託をすることによって4億円も維持管理費が増えるといった場合、なぜ、包括的民間委託をするのかと言われた時にどう答えるのか。

農業集落排水施設の公共下水道接続により住民の負担金が増える、施設等の清掃等で維持管理が増える。それは維持管理費を削減するがために集排を公共に繋ぎます、包括的民間委託にすることによって維持管理費を減らしますと言っているのに、これだけを見ると15億円が維持管理費だと言われてしまうと、話を逆に持っていつている。

この原点になっているのは、一般会計の繰入金を抑えられているからこの分ができないということ。15億円の仕事ができないんですよと、増加するからその費用を料金でくださいよというのか、その辺はどうなのか。

事務局 一点目の包括的民間委託による維持管理経費の増加についてですが、平成27年度の下水道法改正によって、重要な管路施設は5年に一度、その他の管路施設は適切な時期に点検実施するようになっていきます。全国的にみて、施工後約40年を境に大きく施設事故率が増えていきますので、包括的民間委

託で定期的な点検を進めていかなければならないという考えを持っておりま  
す。このような定期点検を追加実施することで、維持管理経費は増えてきま  
す。

二点目の農業集落排水施設の接続による維持管理経費の増加についてです  
が、接続に伴い県に支払う維持管理負担金は増えます。しかし、計画してい  
る農業集落排水施設の全てを接続しますと年間約3億6,000万円の経費  
の削減になります。また、処理場の清掃などは接続してから次の年度に行う  
一時的な費用であり、将来の経費を削減するための先行投資となります。

三点目の15億円の不足分の見合う分を一般会計の繰入で持つか使用料で  
持つかについてですが、一般会計の繰入に頼らない独立採算制の運営経営を  
進めていくという方針であることから、使用料収入を増やしていきたいと考  
えています。

委員

一般会計の繰入現在8億円を極端な話、最終的には市全体としては0円に  
したい。そうした時に今の4倍、2億円を上げようとしている。4倍したら  
単価的にもっと上がる。

市としてどこまでを考えているのか。今15億円不足は分かるが、将来市  
としての考え方が見えてこない、下水道料金はだんだん上がるのか、市の  
財政の繰入が0になるところまでを考えるのか。

事務局

繰入金については、基準内の繰入金は公営企業としてしっかり一般会計に  
今後も求めていきます。基準外の繰入金は0にしていくという方針です。

農業集落排水施設の公共下水道接続について、この事業は令和元年度から  
開始しておりますが、令和3年から令和12年が過渡期となり、収益的収支  
では一時的に費用が膨らみますが、将来的には逆転する部分もあります。ま  
た資本的収支については、農業集落排水施設にて処理を続けると、機能強化  
による設備更新が必要となります。接続することによって削減できる経費は  
大きいということも付け加えさせていただきます。

委員

繰入金は基準内は100%か。

事務局

基準内は100%です。

委員

案②がいいと思っている。理由は、案①は、一般家庭としてはありがたい  
が、大口排出者に対して第2段階で25%近い改定をお願いするという厳しい  
状況なので、そこは一般家庭も痛みを分け合うということで、案②がいい  
かなと思っている。

案②の修正については、基本単価を据え置きにするわけだが、それにより  
現在使用件数は27,500ということなので、1年間で約3,300万円の  
減収となると、令和8年から12年までの5年間で1億6,500万円の減  
収になる。下の数字を見ても、実調定見込額でもそのぐらいの減収になっ  
ている。15億円の不足ということを信ずるならば13億5,000万円しか

集まらない。ということは1億5,000万円、やっぱり5,6千万円の不足が出るということ。そうするとまた改定を早めなければいけないということも考えられるので、今現在では私は案②がいいと思っている。

ただ、資料によると令和2年度の決算は、見込から比べると収支はやや改善しており、5,000万円ほど収益が上がっている。収入が増えて、赤字決算の予定だったのが黒字決算となった。微々たる数字だが、今後9年間について今全部決めてしまうというのは、いささか難しい。とりあえず案①案②のどちらかを決めて、次回もう少し早い時点で、人口動態などいろんなことを踏まえ、数字を確認したりしてもう一度審議をすれば良いと思う。

会長 今回の諮問は、令和12年までの10年間の料金体系を基本として決めて、令和8年にもう一度その時の情勢を見ながら再度見直すということで。現状の見込みについて、今年の審議会では、この10年間に渡る料金体系はこれであるということを決めたいと思っております。

それに10年間に固執するわけではなく、当然経済状況、人口動態等いろいろあるので、当初言われているように中間期でもう一回見直しがありますが、10年間の試算のうえで、結論をまとめたいと思う。

委員 コロナが出てきて世の中が変わったと思う。私もこの案②の企業も民間も共に負担をしようではないかという答申案を賛成している。10年後考えながらだが、この先本当にどうなるか分からないので、またその時点で再度審議会の中で検討していく形で、今の段階ではこの案で答申案を提出されるのでいいのではないかと思います。

委員 社会動向は変化が激しくて、今一番思うのは、収入が本当にこれでいけるのか。甘い予測をしていると本当に収入が立ち行かなくなることも考えられるし、令和7年を境ぐらいまでしか予測は、なかなか立たないのかと。それ以降については再度検討する必要があるような気がするし、このままで12年までいくのはちょっと危険な気がします。私も案②。

案②-2はちょっとどうかと思うところがあるので、案②で不測の事態というかプラスで令和7年頃に再度状況を勘案するという何かプラスアルファで付けとく方がいいのではないかと思います。

委員 現在の料金体制になって何年経つのか。それに伴って何年ごとに算定することが適当なのか。現在この料金体制が何年続いているのか知らないが、これによって人口の動態、それから企業の誘致の状態等々いろんな面含めて適当な期間は算定できないのか。

委員 今回の料金体制は、令和2年に改正されているのではないかと。

事務局 平成16年の市町村合併時から変わりません。

森委員 合併から変わっていないのか。農業集落排水施設使用料が変わっているのか。

事務局 農業集落排水は元々人数制でしたが、公共施設使用料の従量制の料金体系に統一しました。しかし朝宮地域は工事のため、他の地域より遅れて平成30年に従量制となっております。

公共施設使用料につきましては、合併後同じ料金になります。

委員 この金額が続いてきたのか。税込みで平成26年に2,670円、令和2年で2,723円という覚えがあるが。

事務局 消費税が合併した時から、5%、8%、10%と改正されているので、税込み額は変わっていますが、税抜き額だと平成16年から同じ料金です。

委員 平成16年から20年近く改定せずに来た。今後4年か5年後に見直しも良いが、コロコロ変えられると住民としては「またか」という思いがある。今しっかりしたシミュレーションをし、動向が変わるということもあるかもしれないが、あまりコロコロ変えないでほしいと思う。

事務局 経営戦略は3～5年で見直します。合併後は水道料金の改定をしており、各家庭のランニングコストや他の市一般施策、社会情勢などを勘案し、下水道事業経営状況を踏まえて、料金改定時期を検討してまいりました。

毎年度決算予算等を審議いただく際には、経営状況をお示ししますが、やはり一気に2段階分値上げとなると影響も大きくなりますし、4年後には、社会情勢や下水道経営状況など不透明な部分もあります。もう一度その時点で再検討をいただく方向がよいかと考えます。

委員 令和6年から包括的民間委託をする。今まで甲賀市がしっかり管理してきたものを民間委託され、給与面は下がるかもしれないが、他の維持管理費は変わらない雰囲気だけれども、民間委託するのであれば、そこも含めて算定期間に入れ、コロコロ変えないでほしいと思う。

社会情勢が変わっていくのは当たり前だし、別に値上げを反対しているわけではなく、改定しなければ立ち行かなくなるのは当然だと思うので、十分審議会等で審議していかないといけない。

事務局 令和7年には、信楽地域の整備も最終年度にもなりますし、包括委託についてももう少し具体化してまいりますので、より検討の材料が増えると思います。各資料をお示ししながら、ご検討いただきやすい環境を整えていきたいと思っておりますので、ご審議の方お願いしたいと思っております。

委員 確か合併した時に、各町単位の水道料金が合併したら統一されて高くなっ

たという声をよく聞いたが、今になったらみんなそれ忘れていると思う。

これから10年、今国連の方でもSDGsに向けて2030年の目標を掲げて進んでいる。

上下水道だけを見るのではなくライフライン全体を見て自分たちの生活を見直すのにこの下水道料金の値上げは、一度考えるいいチャンスではないかと思う。

会長

値上げにつきましては皆さんご了承いただきました。

そして令和8年以降の2段階値上げを想定して資料を作成しました。確かに度々上がるよりも一度にした方がいいという意見もありましたので、まずこれについて議論をしたいと思います。

この審議会にかかっておりますのは、令和12年までの10年間について、2段階で上げるか、それとも一度で上げるのか皆さん方のご意見賜りたいと思います。

委員

私は2段階でよいと思う。やはり情勢読めない中でドラスティックに上げてしまって、後で修正きかなくなるよりは2段階で様子見ながら決めていただきたい。

委員

2段階でよいと思う。

会長

その他ご意見ございますでしょうか。

社会情勢がどう変化するかもわかりませんし、途中で見直さないといけな  
い時期が来ますが、提案通り2段階で上げることでよろしいか。

(異議なし)

会長

下水道使用料体系表で案1、それに基づく案②と案②-2作成しました。

特に案②と案②-2の大きな違いは、0から20m<sup>3</sup>の基本料にかかる部分の2段階目の値上げを、案②-2は2,800円で据え置いています。

この基本料金にあたる部分2,800円を2段階目3,000円に上げるか、2,800円のままで据え置くか、その方針について意見を賜りたいと思います。

委員

案②の2,800円から3,000円に値上げする方針で賛成する。その根拠は、今回このように下水道の使用料をシミュレーションをしなければいけないような差し迫った理由があるうえで、この改定後の収支見込みが果たしてこのようにうまくいくのか、2年後に3,000円に追いつけるのかどうか、そこに大きな不安を感じる。人口の減少のことも含めて、それもどのように変わっていくか分からないし、実際、高齢者世帯が増えてきて支払いが難しくなる家庭が増える可能性もある。それから先程イニシャルの投資がまだ発生するようである。そのお金をどこで捻出するのか、そのことを考えると、基本料金は全員が払うものなので、そこで確実に取っておかないと、本

当に今回の値上げを全員の負担として考える根拠がないように思う。そこで2,800円から3,000円にするっていうことに賛成したいと思う。

また、2段階で上げるっていうのは、今まで平成16年からずっと値上がりがなかったわけなので、いきなりっていうのはみなさん驚きますし、家計負担も急に増えて困ると思うので、徐々にというような配慮をすることが受け入れてもらえるひとつの機会になるのではないかと思います。

委員 私も2,800円から3,000円で賛成。  
黒字になるということだが、利益があるということで別の目的で使われてしまうことがないよう、何が起こるか分からない状況なのでお金を貯めていき、黒字の方向でやってもらえたら助かると思う。

会長 0から20㎡までの基本料金を第1段階は2,800円、第2段階で3,000円に上げる方針で決めてよいか。  
(異議なし)

それでは、第1段階の基本料金は2,800円、第2段階に3,000円に上げるという方針に決めさせていただきます。

続きまして、個別の㎡にあたる数字(単価)ですが、案①、案②でシミュレーションをしました。案①は非常に大規模利用者、企業に厳しいだろうということで、ご意見もいただきましてこの案②を作成しました。これにつきまして、ご意見賜りたいと思います。

委員 大企業を保護すれば一般家庭の負担が増になるし、その逆は大企業の負担がというどっちもつかずとなり、どちらかが負担しないといけないので、案②の方向でいいと思う。

委員 私も企業の代表で来ているが、従業員もたくさん抱えているので、世帯主の気持ちもわかるが、やはり案①だと使用している量の上がり幅がかなり大きいので、できれば案②ぐらいの方がありがたいと思う。

委員 私も同様。甲賀市民であり、地元の企業で働いている。下水道料金の改定額早見表の一般的な青塗りのところが私個人、下から2,3番目が事業所ということで、計算してみたが、従業員のこと、また企業のことを思うと案②で示した数字であれば納得できるのではないかと個人的には思った。

委員 私は先程も申しましたように案②をお願いしたいと思う。

会長 それでは、案②を推奨されているように思います。それでこの審議会として採択してよろしいか。  
(異議なし)



それでは、料金の体系につきましては皆さん方のご賛同を得まして、資料2-1中、案②を採択させていただきます。

事務局 一 料金値上げの時期について説明 一

時期につきましては、令和5年度にどちらの収支も不足が生じる見込みとなりますので、令和4年9月賦課を第一段階としたうえで、その概ね4年後、令和8年頃に第2段階という案をお示しさせていただきます。

委員 それで間に合うのか、いやもっと早くできるとか、これからどのような過程を踏んでいくのか教えほしい。

事務局 答申を当初の予定どおり8月にいただくとすれば、その後条例改正が必要になります。その条例は、9月以降に市の例規審査委員会を経て、12月の議会にかけさせていただきます。条例が通りましたら、その条例に基づいた予算を3月の議会にかけさせていただきます。可決後、市民の皆さんに料金改定の周知期間を半年くらいは設け、9月賦課、7月末に検針する数字から新しい料金でいきたいという流れでございます。

会長 令和4年9月ですと、今のような流れになります。それについて時期を決定したいと思います。事務局の案でよろしいか。  
(異議なし)

それでは料金改定について、令和4年9月賦課とすることで、この審議会では決定させていただきます。

事務局 一 「答申(案)」について説明(資料4) 一

7月の審議会におきましては、最終承認いただくことになると思います。ここで皆さんのご意見が賜れば付帯意見に入れたいと思いますので、今までの経過そして会議概要、またご自分のご意見等も踏まえて、今若しくは次回にご提言願いたいと思います。  
経営計画についてはどうですか。

事務局 次回7月14日には決算とともに改定案もご用意できればと思っております。

会長 この答申(案)につきましては、今までのご意見そして今日の決定事項を踏まえまして、原案を作成し、次回お諮りいたします。